

財団法人宇部興産学術振興財団 (The UBE Foundation) 寄付行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人宇部興産学術振興財団という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を山口県宇部市大字小串1978番地の96宇部興産(株)内におく。

第2章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、わが国における学術研究を奨励し、研究施設の充実を図るとともに学術研究を志す者を援助し、もって学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 学術研究を志す者に対する学術研究費の援助金拠出
- 二 前項援助金の他医学部門の若手研究者への援助金「渡辺記念特別奨励賞」
(The Watanabe Memorial Award) 拠出
- 三 その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は次のとおりとする。

- 一 この法人設立当初渡辺剛二翁の遺贈にかかる別紙財産目録記載の財産
- 二 資産から生ずる収入
- 三 寄付金品
- 四 その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - 二 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
 - 四 基本財産とされている株式に基づき取得した新規発行による株式
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2. 理事長は、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により、管理しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 11 条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 12 条 この法人が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 13 条 第 8 条のただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 14 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 4 章 役員、評議員及び職員

(役員)

第 15 条 この法人には、次の役員をおく。

- 一 理事 5名以上7名以内（うち、理事長1名および常務理事1名）

二 監事 2名又は3名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。

2. 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が理事現在数の3分の1を越えて含まれることになってはいけない。
3. 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
4. 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会または文部科学大臣に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数各々の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員報酬)

第21条 役員は有給とすることができる。

(評議員の選出)

第22条 この法人には、評議員10名以上15名以内をおく。

2. 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
3. 評議員には、第19条から第21条までの規定を準用する。
4. この場合において評議員のうちには、「役員」のいずれか1人と親族その他特殊の関係のある者の数又は「評議員」のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を越えて含まれることになってはいけない。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、必要な職員をおく。

2. 職員は、理事長が任免する。
3. 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は理事長とする。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席した者とみなす。

2. 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の同意等)

第27条 次に掲げる次項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 事業計画及び収支予算についての事項
- 二 事業報告及び収支決算についての事項
- 三 基本財産についての事項
- 四 長期借入金についての事項
- 五 第一号、第三号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

六 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの。

2. 評議員会の議長は、会議の都度出席評議員の互選で定める。
3. 第25条第1項及び前条の規定は、評議員会においてこれを準用する。この場合、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席代表者2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 選考委員会

(選考委員会)

第29条 この法人には、第4条第一号及び二号の事業の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

第30条 選考委員会は、5名以上10名以内の委員をもって組織する。

2. 選考委員は、学識経験者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。
3. 第19条、第20条及び第21条の規定は選考委員についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「選考委員」と読み替えるものとする。

第7章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第31条 この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第32条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第33条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国、地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第34条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 寄付行為
 - 二 役員、評議員、選考委員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - 三 財産目録
 - 四 資産台帳及び負債台帳
 - 五 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 六 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - 七 処務日誌
 - 八 官公署往復書簡
 - 九 その他必要な書類及び帳簿
2. 前項第一号から第四号までの書類及び同項第六号の書類は永久、同項第五号の帳簿及び書類は10年以上、同項第七号から第九号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第35条 この法人は、保有する株式については、その株式の発行会社に対し、次の事項を除き、権利の行使又は権利行使の請求をしてはならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

第36条 この寄付行為に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は理事会の議決を経て、これを定める。

付 則

1. この寄付行為の一部変更は、平成10年3月30日から施行する。
2. 平成13年 6月 7日 一部改訂